

三重県におけるNPOの活動と協働の状況 ～地域のつながりを培養する県内NPOの活動～

三重県では、NPOの数が着実に増加しています。それらのNPOが地域の課題解決に向けて様々な取り組みを進めるなか、NPOの活動は地域に経済的、社会的な効果をもたらしていると考えられます。同時に、少子高齢化の進展に伴って地域コミュニティの崩壊が危惧されている状況下で、NPOの活動が地域の新しいつながりをつくり出すという役割にも期待が高まっています。

そこで今回は、三重県におけるNPOの活動状況を整理するとともに、県内NPOの活動が地域にもたらす効果を試算しました。そのうえで、そうした効果を生み出す源泉として、NPOの活動が地域のつながりを培養する役割を確認した後、そのような役割を高めるとみられる、NPOと他の主体との協働の状況と課題について検討しました。

要旨

1. 三重県におけるNPOの活動状況

三重県内のNPOの数は着実に増加しており、他の都道府県と比較しても、相対的に多い部類に入ります。その活動分野は「まちづくり」や「環境保全」を中心として多岐にわたっています。

2. 県内NPOの活動が地域にもたらす効果

三重県内のNPOの活動は、小規模ながらも、県内に経済的、社会的な効果をもたらしており、県内NPOは地域で欠かせない存在になりつつあります。このうち、社会的な効果としては、地域における高齢者の社会参画や子育て、環境保全、防犯に一定の効果を及ぼしている状況が示唆されました。

3. 地域のつながりを培養する県内NPOの活動

そうした効果は、「NPOをはじめとした市民活動の活発化」と「ソーシャル・キャピタルの蓄積」の相乗効果によって顕在化したと考えられます。さらに、三重県でNPOと他の主体との協働が拡がりつつあるなか、その取り組みが、地域のネットワーク拡充とNPOの活動促進につながっているとみられます。

4. 県内NPOによる協働促進に向けて

今後、三重県において、NPOと他の主体との協働を促進するに当たっては、①協働するに当たっての「規範」を確立すること、②協働相手からの「理解」が進むよう情報提供を充実させること、が重要といえます。

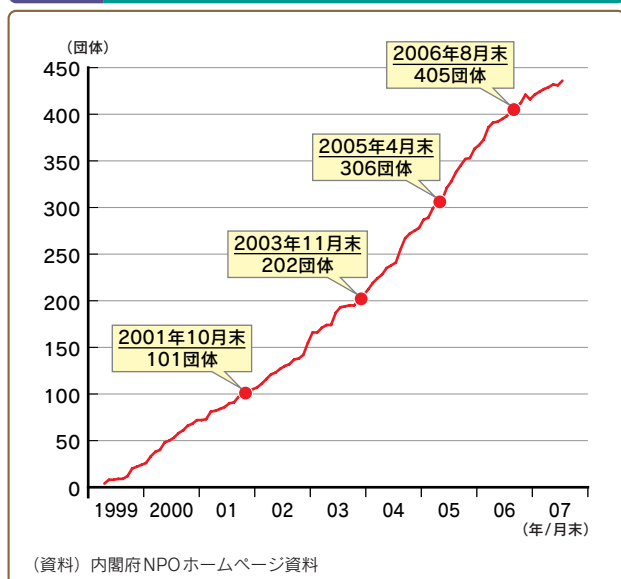
1. 三重県におけるNPOの活動状況

(1) 県内NPO法人の概況

三重県内のNPO (Non-Profit Organization、民間非営利組織) の数が着実に増加しています。

三重県によって設立が認証されたNPO法人数の推移をみると(図表1)、2001年10月に100団体、2003年11月に200団体、2005年4月に300団体、2006年8月に400団体を超え、2007年7月末時点では436団体にまで積み上がっています。足元では、増加ペースが幾分緩やかになっているものの、

図表1 三重県のNPO法人数の推移



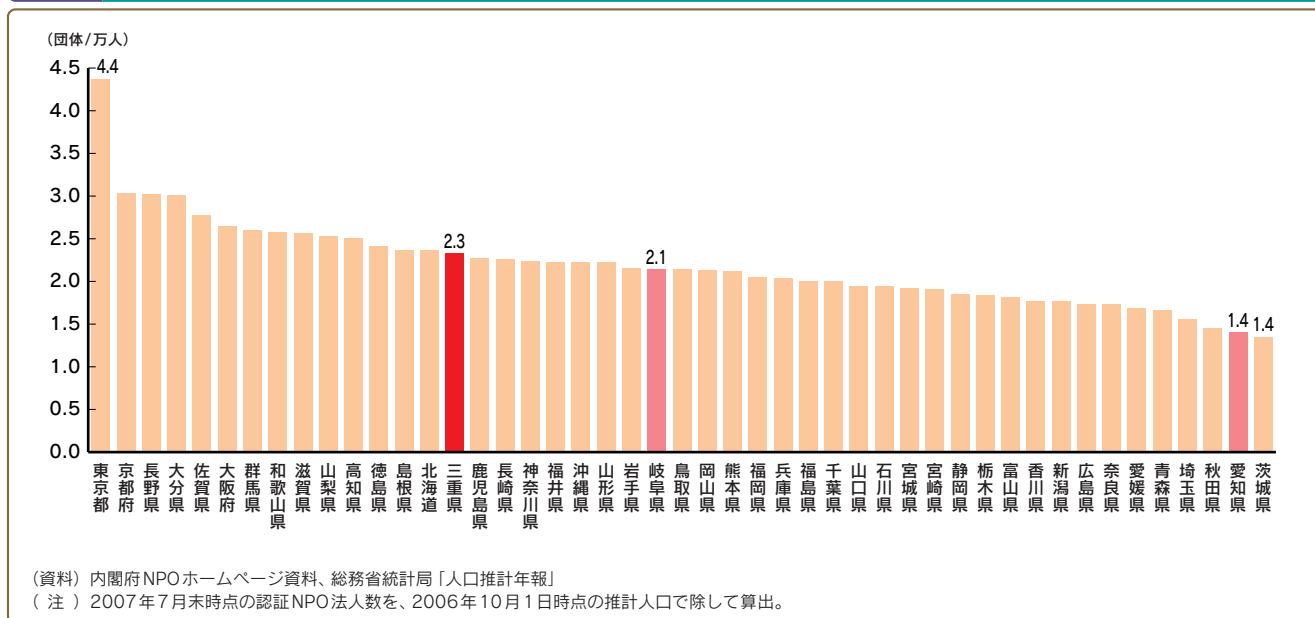
三重県は『県民しあわせプラン・第二次戦略計画』において、2010年度末のNPO法人数を590団体とする目標値を掲げています。

このほか、法人格を取得していないNPOを含めると、実に多数のNPOが三重県内で活動していることが分かります。すなわち、三重県が地域の市民活動センターとも連携して把握している三重県内のNPOの数は、2006年度末で1,522団体となっています。なお、『県民しあわせプラン・第二次戦略計画』では、その数を2010年度末には1,900団体とする目標値を掲げています。

実際に、三重県内のNPO数を他の都道府県と比較すると、相対的に多い部類に入ります。この点について、2007年7月末時点における住民1万人当たりのNPO法人数を都道府県別にみると(図表2)、東京都が4.4団体/万人と突出して多くなっているほかは、1.4~3.0団体/万人の範囲内にあります。そうしたなかで、三重県のNPO法人数は2.3団体/万人と、47都道府県中15番目に多くなっています。ちなみに、東海3県においては、岐阜県が2.1団体/万人で23位、愛知県が1.4団体/万人で46位となっており、三重県が最も多い状況です。

このようなNPO数の多さを踏まえると、三重県では、NPOの活動が比較的活発であると考えられます。

図表2 住民1万人当たりNPO法人数の都道府県別比較



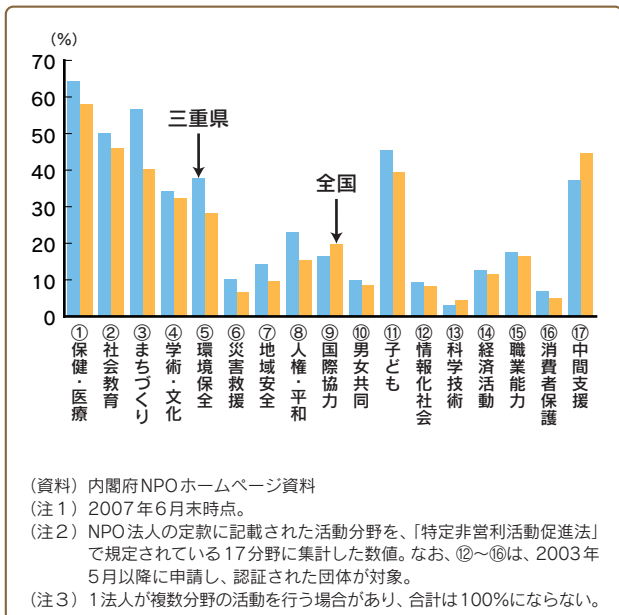
(2) 県内NPO法人の傾向

それでは、三重県内のNPOにはどのような傾向があるのでしょうか。以下では、三重県内のNPO法人数の状況を、イ) NPO法人の活動分野、ロ) NPO法人の所在地、という2つの視点から確認することとします。

イ) 県内NPO法人の活動分野

三重県内のNPO法人の活動分野は、多岐にわたっています。NPO法人の定款に記載された活動分野を「特定非営利活動促進法」で規定されている17分野に集計した数値について、三重県と全国とで比較すると(図表3)、「⑨国際協力」「⑬科学技術」「⑰中間支援」を除く14分野において、三重県の比率が全国を上回っています。とりわけ、「③まちづくり」や「⑤環境保全」といった分野に取り組むNPO法人の割合が、三重県では全国に比べて大幅に高くなっています。

図表3 三重県と全国のNPO法人の活動分野

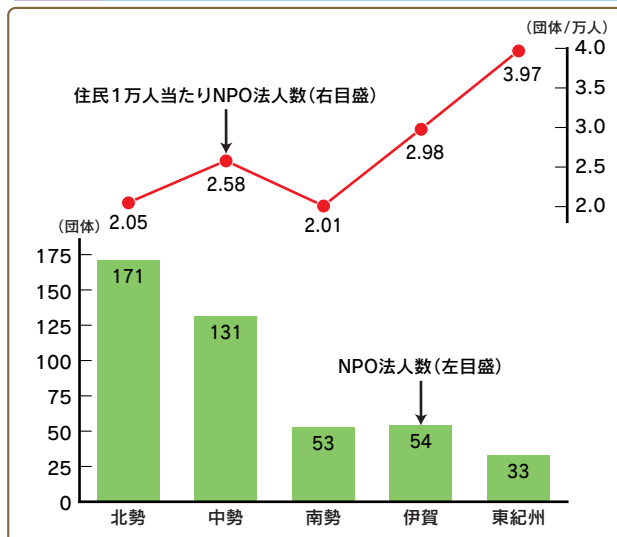


ロ) 県内NPO法人の所在地

三重県内のNPO法人数を地域別にみると(図表4)、北勢地域(171団体)、中勢地域(131団体)において100団体を超えており、人口規模の大きい地域で法人数が多くなっています。ただし、住民1万人あたりでは、東紀州地域(3.97団体/万人)、伊賀地域(2.98団体/万人)の法人数が多くなって

います。市町単位でも、法人数は津市(89団体)と四日市市(82団体)において80団体を超えている一方、住民1万人あたりでは熊野市(4.87団体/万人)や紀北町(4.69団体/万人)で4団体/万人を上回るなど、東紀州地域の市町が上位にあります。

図表4 三重県の地域・市町別のNPO法人数



NPO法人数 上位5市町			同(住民1万人当たり)		
順位	市町名	法人数	順位	市町名	法人数
第1位	津市	89	第1位	熊野市	4.87
第2位	四日市市	82	第2位	紀北町	4.69
第3位	鈴鹿市	36	第3位	尾鷲市	3.74
第4位	松阪市	34	第4位	伊賀市	3.20
第5位	伊勢市	33	第5位	南伊勢町	3.13

(資料) 三重県生活部NPO室ホームページ資料、三重県政策部統計室「月別人口調査結果」
 (注) 2007年9月13日現在のNPO法人数。住民1人当たりNPO法人数は、2007年8月1日時点の推計人口で除して算出。

2. 県内NPOの活動が地域にもたらす効果

このように、三重県内の各地において、NPOの活動がいろいろな分野で活発化しつつあるなか、そうした活動が、三重県の経済や社会に様々な効果をもたらしていると考えられます。そこで、本章では、(1) 県内での経済的な効果、(2) 県内での社会的な効果、といった2つの側面から、三重県内のNPO法人の活動が地域にもたらす効果を推計、検討することとします(注1)。

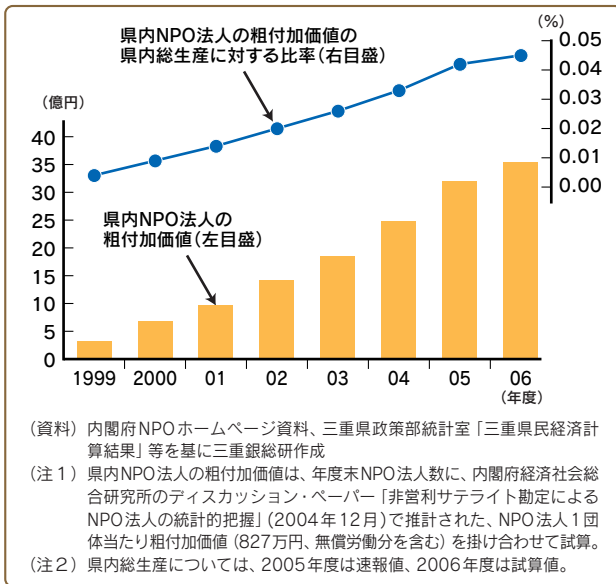
(1) 県内での経済的な効果

三重県内のNPO法人の活動が地域にもたらす経済的な効果を試算するに当たっては、NPO法人数に、内閣府経済社会総合研究所のディスカッション・ペーパー『非営利サテライト勘定によるNPO

法人の統計的把握』(2004年12月)で推計された「NPO法人1団体当たりの粗付加価値」(827万円、無償労働分を含む)を掛け合わせることで求めました。

これによると(図表5)、三重県ではNPO法人数が増加するもとの、粗付加価値も着実に増えてきており、2006年度には約35億円となっています。この間、県内総生産に対する比率も、規模は非常に小さく0.1%にも満たないものの、徐々に上昇してきています。

図表5 三重県内のNPO法人の粗付加価値と県内総生産に対する比率の推移



(2) 県内での社会的な効果

一方、三重県内のNPO法人の活動が地域にもたらす社会的な効果を試算するに当たっては、内閣府NPOホームページに掲載されている『市民活動が地域にもたらす効果に関する調査報告書』(2005年3月)の調査方法を参考に、2005年度の都道府県別データを中心として、①NPO法人数と地域社会関連指標の関係を重回帰分析により推計したうえで、②その結果を踏まえて、NPO法人1団体が三重県に及ぼす効果を算出しました。

図表6 都道府県別データに基づくNPO法人数と地域社会関連指標の関係の推計

項目	変数			係数			検定
	記号	内容	単位	記号	数値	t値	
高齢者の社会参画	Y	65歳以上の就業者率	%	α	23.839	13.739	補正R*R = 0.499
	X ₁	NPO法人数	団体/万人	β_1	1.611	2.637	変数の有意性◎
	X ₂	第1次産業就業者率	%	β_2	0.307	3.991	
	X ₃	失業率	%	β_3	-1.218	-5.892	
子育て	Y	出生率	‰	α	-4.946	-2.198	補正R*R = 0.420
	X ₁	NPO法人数	団体/万人	β_1	0.475	2.111	変数の有意性◎
	X ₂	既婚女性人口	‰	β_2	0.116	6.002	
	X ₃	県民所得	百万円/人	β_3	-0.717	-2.762	
環境保全	Y	生活系ごみ排出量	千t/万人	α	1.601	6.987	補正R*R = 0.357
	X ₁	NPO法人数	団体/万人	β_1	-0.114	-1.856	変数の有意性○
	X ₂	家計部門名目県内支出	百万円/万人	β_2	0.067	5.215	
防犯	Y	刑法犯認知件数	件/万人	α	28.974	1.115	補正R*R = 0.656
	X ₁	NPO法人数	団体/万人	β_1	-17.601	-1.772	変数の有意性○
	X ₂	人口集中地区人口比率	%	β_2	1.021	3.696	
	X ₃	外国人人口	1万人当たり	β_3	5.363	5.532	
	X ₄	失業率	%	β_4	7.821	2.129	

(資料) 各種統計資料を基に三重銀総研推計
 (注1) 各項目について変数(Y、X)を設定し、回帰式: $Y = \alpha + \beta_1 \cdot X_1 + \beta_2 \cdot X_2 + \dots$ を求め、係数(α 、 β)とそのt値、および検定値を記載。
 (注2) 変数データの年次は、県民所得・家計部門名目県内支出は2004年度、その他は2005年度。なお、生活系ごみ排出量は、災害廃棄物搬入量を除いた数値。
 (注3) 「変数の有意性」の記号は、◎: 5%有意、○: 10%有意。

図表7 NPO法人1団体が三重県に及ぼす効果の試算

①図表6・Yへの影響			②三重県に及ぼす効果	
65歳以上の就業者率	+0.0086 %ポイント	→	65歳以上の就業者数	+34.64人
出生率	+0.0025 %ポイント	→	出生数	+4.75人
生活系ごみ排出量	▲0.0006 千t/万人	→	生活系ごみ排出量	▲114.46 t
刑法犯認知件数	▲0.0943 件/万人	→	刑法犯認知件数	▲17.60 件

(注) 図表6で求めた回帰式のうち、 X_{1i} に「NPO団体数=1(三重県の人口1万人当たり0.0053団体)」を代入して「①図表6・Yへの影響」を算出。さらに、「①図表6・Yへの影響」に三重県の人口データを掛け合わせて、「②三重県に及ぼす効果」を算出。

まず、都道府県別データに基づき、NPO法人数と地域社会関連指標の関係を重回帰分析によって推計すると(前頁図表6)、住民1万人当たりのNPO法人数が多いほど、65歳以上の就業者率や出生率は高く、生活系ごみ排出量や刑法犯認知件数は少ない、という関係が導き出されました。つまり、NPO法人の活動が、地域における高齢者の社会参画や子育て、環境保全、防犯に一定の効果을及ぼしている状況が示唆されました。

こうした関係を踏まえて、三重県の人口データを加味して、NPO法人1団体が三重県に及ぼす効果を算出したところ(図表7)、65歳以上の就業者数は+34.64人分、出生数は+4.75人分、逆に、生活系ごみ排出量は▲114.46t分、刑法犯認知件数は▲17.60件分、といった結果が試算されました。

このように、社会的な効果についても経済的な効果と同様、各項目に与える影響は小さいものの、三重県内のNPO法人が、社会的な課題の解決に様々な役割を果たしている様子が窺われます。

以上を総じてみれば、三重県内のNPOの活動は、小規模ながらも、三重県に経済的、社会的な効果をもたらしており、三重県内のNPOが地域において欠かせない存在になりつつある、と判断することができます。

(注1)

なお、本章の試算内容は、統計の制約上、①NPO法人「数」を分析のベースとしており、各NPO法人の規模や活動内容は一律であると仮定していること、②分析対象に、法人格を取得していないNPO(いわゆる任意団体)を含めていないこと、などといった前提で計算していることに留意する必要がある。

3. 地域のつながりを培養する県内NPOの活動

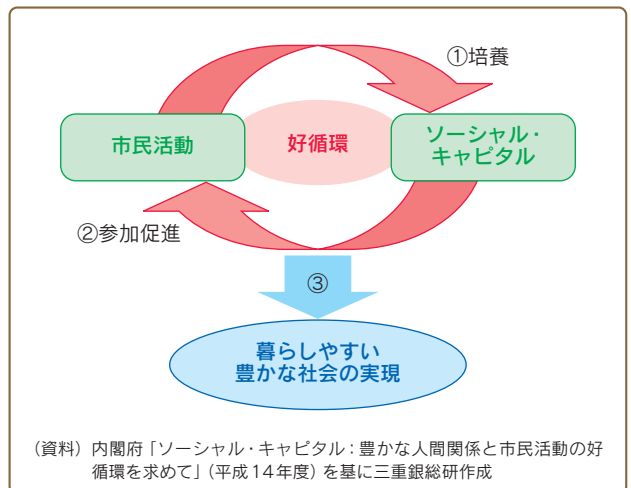
(1) NPOの活動とソーシャル・キャピタルの関係

それでは、前章で確認したような、NPOの活動が地域に及ぼす経済的、社会的な効果は、どのようにして生み出されるのでしょうか。

この点について、以下では、物的資本(Physical Capital)や人的資本(Human Capital)などと並ぶ概念として近年、世界的に注目を集めつつある「ソーシャル・キャピタル(Social Capital)」といった視点から検討することとします。ここで、ソーシャル・キャピタルとは、OECDの定義によると、「グループ内部またはグループ間での協力を容易にする共通の規範や価値観、理解を伴ったネットワーク」とされています(注2)。

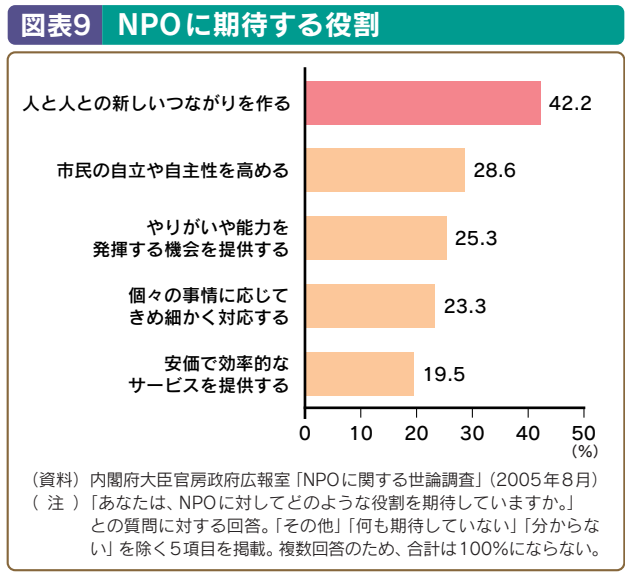
これを踏まえると、前章のような効果は、「市民活動の促進」と「ソーシャル・キャピタルの培養」との相乗効果によって顕在化したと考えられます。すなわち(図表8)、①NPOをはじめとした市民活動の活発化が、地域社会におけるネットワークを

図表8 市民活動とソーシャル・キャピタルの関係



豊かにするというソーシャル・キャピタルの蓄積に寄与する一方、②ソーシャル・キャピタルの豊かな地域では、市民活動が盛んになる、という好循環が、③暮らしやすい豊かな地域社会の実現につながっているとみられます。

実際、NPOに期待する役割についての世論をみると(図表9)、「人と人との新しいつながりを作る」役割に対する期待が42.2%と、最も高くなっています。つまり、NPOの活動の活発化がソーシャル・キャピタルを培養するという効果を、国民が強く意識している様子が窺われます。



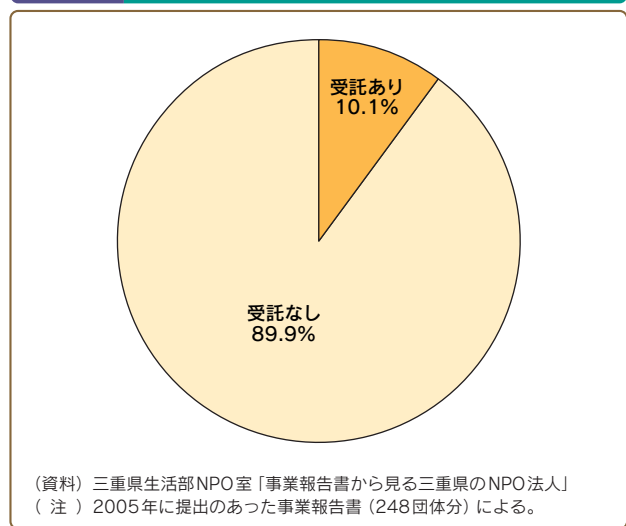
(2) 県内NPOの行政、企業との協働状況

そうした、NPOの活動とソーシャル・キャピタルの関係を端的に表す取り組みとして、NPOと他の主体との協働を挙げることができます。すなわち、NPOと行政や企業などとの協働が活発化することによって、地域におけるネットワークが拡がることともに、NPOの活動自体も促進されることになると考えられます。

そこでまず、NPOと行政との協働の状況として、三重県内のNPO法人による行政からの事業受託状況をみると(図表10)、2005年に提出された事業報告書248団体分のうち、全体の約1割に当たる25団体の事業報告書において、事業受託の実績があることが記載されています。このほか、NPOが自ら企画した事業を三重県に提案し、一定の審査・検討を経て、予算要求や事業着手がなされる「協

働事業提案」については、2003年度からはじめられ、これまでに各年度2~3事業ずつ、合計で13事業が採択されました(図表11)。さらに、NPOが「指定管理者」(注3)に選定される公共施設が現れはじめるなど、NPOと行政との協働は徐々に拡がりつつあります。

図表10 三重県内のNPO法人の行政からの事業受託状況



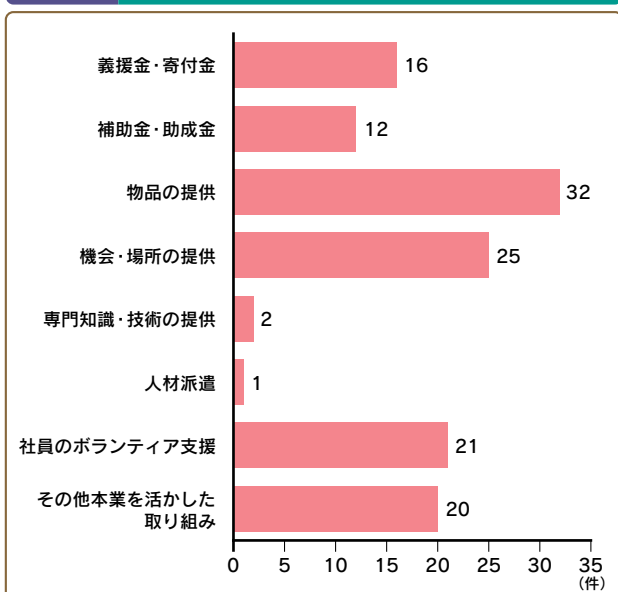
図表11 三重県の協働事業提案の採択事業一覧

年度	NPO名	提案テーマ名
2003	(特)三重にフリースクールを作る会	高校年齢の不登校生に対する学習支援
	(特)MIEチャイルドラインセンター	行政と民間(NPO)協働でつくる「子どものこころを受け止める24時間フリーダイヤル相談電話」設立に向けての段階的アプローチ
2004	(特)三重県トイレ協会	伊勢湾の浄化は小型船舶のトイレタンク設置
	(財)三重県韓国教育会	三重県発・共生社会基盤づくり事業
2005	(特)愛伝舎	県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス事業及び県営住宅の外国人入居者への管理事業
	災害時の難病患者支援プロジェクト	災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発
2006	(特)チャレンジスクール三重	若者無業者を生まないための高校学齢の不登校生、高校中途退学者、無就業者支援ネットワーク事業
	NPO寺子屋プロジェクト	遊休人財活性化プロジェクト
2007	(特)みどりの家	新たなごみ減量化(3R)システムの構築について
	(特)いせコンビニネット	新たな公聴の仕組み実践・提案プロジェクト
	(特)いせコンビニネット	三重県の中間支援センターの目指すべきあり方の研究(協働研究)
	(特)チャレンジスクール三重	いつでもだれでも学び再チャレンジ事業の研究(協働研究)

(資料) 三重県生活部NPO室ホームページ資料を基に三重銀総研作成

次に、NPOと企業との協働の状況として、三重県における企業等の社会貢献活動の動向をみると（図表12）、様々な取り組みがなされています（注4）。貢献形態別では、①寄付金、補助金などの資金の提供や物品、機会・場所の提供といった「NPOなどの活動を支援する」内容が多いものの、②社員のボランティア支援や本業を活かした取り組みといった「NPOなどの活動に参加・協力する」内容も積み上がりつつあります。

図表12 三重県における企業等の社会貢献活動の貢献形態別件数



（資料）みえ市民活動ボランティアセンターホームページ資料を基に三重県総研作成

（注）9月18日時点でホームページに記載のあった取り組み106件を集計。なお、複数の形態にまたがる取り組みは、それぞれ1件としてカウント。

（注2）

ソーシャル・キャピタルの内容については、内閣府『ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』（2003年）を主に参照した。

なお、内閣府『平成19年版 国民生活白書』では、「ソーシャル・キャピタルに関する議論は、その概念についても様々な考え方があがる段階であり、今後さらなる調査・研究が期待される。」と記述されている。

（注3）

地方公共団体などが保有する公共施設の管理・運営を行う者として指定を受けた者。従来は、地方公共団体の出資法人や公共的団体等のみが公共施設の管理・運営を受託することが可能であったものの、2003年6月の地方自治法改正によって、管理者の範囲に特段の制約がなくなった。

（注4）

なお、図表12で集計されている取り組みのなかには、地方公共団体に対する寄付など、NPO以外を対象とした社会貢献活動も含まれている。

4. 県内NPOによる協働促進に向けて

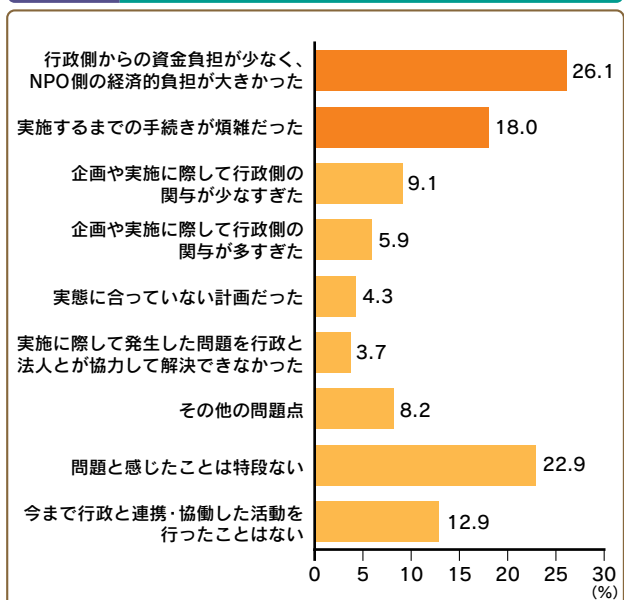
（1）NPOの協働促進に当たっての課題

以上のように、三重県ではNPOと他の主体との協働が着実に拡大しつつあるなかで、今後についても、協働を進めることによって、地域におけるソーシャル・キャピタルがさらに醸成されるとともに、三重県内のNPOの活動も一層活性化するとみられます。

もっとも、協働を一段と促進するに際しては、ソーシャル・キャピタルの主要要素として挙げられていた「規範」「理解」の2点についての課題が指摘できます。

第1に、NPOにとって、協働に当たっての「規範」が必ずしも確立されてはいないことです。例えば、NPO法人に対するアンケート調査から、NPO法人が行政と連携・協働した活動を実施した際に感じた問題点をみると（図表13）、「行政側からの資金負担が少なく、NPO側の経済的負担が大きかった」（26.1%）、「実施するまでの手続きが煩雑だった」（18.0%）との回答が多くなっています。つまり、人件費などの経費の設定や手続き面などに関するルールや規範について、NPOと行政との間で共通認識が十分には持たれていない様子が窺われます。

図表13 NPO法人が行政と連携・協働した活動を実施した際に感じた問題点

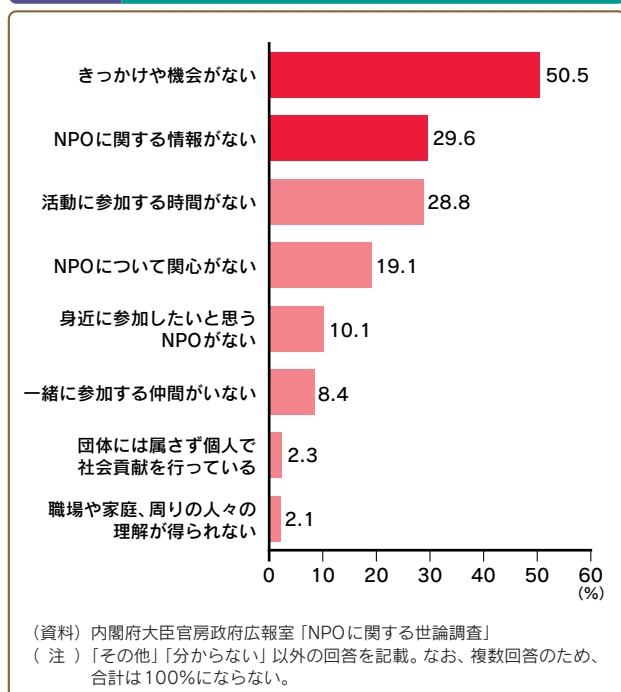


（資料）内閣府国民生活局「平成18年度市民活動団体基本調査報告書」

（注）複数回答のため、合計は100%にならない。

第2に、NPOの協働相手にとって、NPOに対する「理解」が深まるには至っていないことです。この点に関して、『NPOに関する世論調査』から、NPOの活動に参加しなかった理由をみると(図表14)、「きっかけや機会がない」(50.5%)、「NPOに関する情報がない」(29.6%)との回答が多くなっています。すなわち、NPOの活動への参加や理解を進める方法を、NPOの協働相手が見出しにくい状況にあることを示唆していると考えられます。

図表14 NPOの活動に参加しなかった理由



(2) 県内NPOによる協働促進に向けて

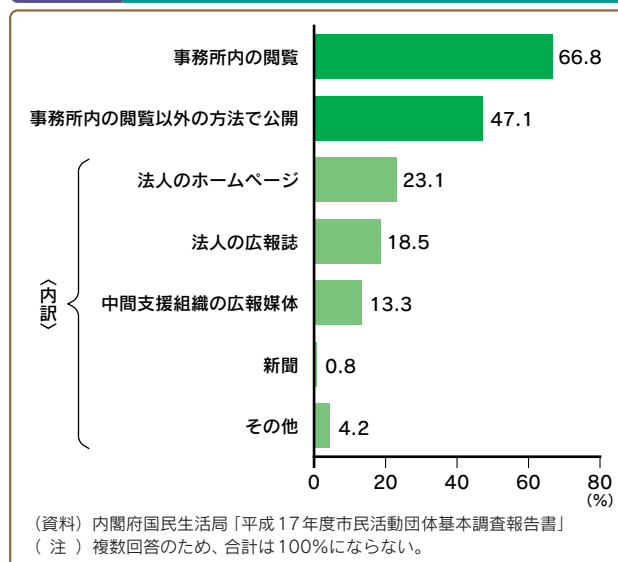
以上を踏まえると、今後、三重県におけるNPOと他の主体との協働を拡げるためには、①「規範」の確立と、②「理解」の促進、の2点がポイントとなりそうです。それぞれについて詳しくみると、次の通りです。

第1は、NPOと他の主体が協働するに当たっての「規範」を確立することです。現時点でも、住民と行政との協働の規範として、三重県で「市民と行政とが協働するための行動提案書」が策定されたり、四日市市や名張市、伊賀市をはじめとして自治基本条例を制定する動きが広がったりしています。今後は、そういった理念的なルールをベースとしながら、協働を計画的に実施していくための仕組みをつくるのが望まれます。具体的には、

三重県が「協働のルール」として発表しているような、NPOとの協働を検討、実施、検証するための枠組みを構築することが有効と考えられます。その際には、NPOの参画を求めることも不可欠でしょう。

第2に、協働相手からの「理解」が進むよう、情報提供を充実させることです。この点について、NPO法人による情報公開の方法をみると(図表15)、「事務所内の閲覧」が最も多く、66.8%となっています。一方、「事務所内の閲覧以外の方法で公開」(47.1%)しているのは半数に満たず、そのうち「法人のホームページ」で公開しているのは23.1%、「法人の広報誌」で公開しているのは18.5%となるなど、いずれの方法も4分の1未満となっています。NPO法人のホームページ所有率に関しては、三重県においては2005年時点で38.4%と全国を上回っているものの、半数には達していません。したがって、今後は、情報公開に要するコストを念頭に置きつつ、ホームページなどを活用した効率的な情報提供を検討していくことが必要と考えられます。その前提として、協働相手が評価しやすいようなNPO情報の体系づくりも重要でしょう。

図表15 NPO法人の情報公開の方法



そうした取り組みによって、NPOを核とした協働の輪が拡がることを通じて、地域社会がより暮らしやすく、豊かになることが期待されます。

(07.9.18)

馬場 基記